

令和7年度の国民健康保険税率設定について（仮係数時点）

1. 令和7年度 納付金算定（仮係数時点）の状況

【兵庫県全体の状況】

◎一人当たり納付金の変動状況

令和6年度よりも1.5%増

◎令和6年度からの主な変動要因

〔医療給付費分〕

①一人当たり保険給付費の増（+1.6%）

〔後期高齢者支援金分〕

①国が示す一人当たり負担見込額の増（+1.4%）

②2年前精算交付額の増（+15億円）

③令和6年度に実施した伸び率調整のための基金取り崩し分の減（-18億円）

〔介護納付金分〕

①国が示す一人当たり負担見込額の増（+0.4%）

②2年前精算交付額の増（+5億円）

◎納付金算定における留意点

① 個別公費・個別経費の相互扶助※を60%反映 ※添付資料「(参考) 個別公費・個別経費相互扶助について」参照
保険料率を統一するために必要となる個別公費・個別経費の相互扶助について、令和7年度は総額の60%を反映。

② 国の公費算定基準の変更が予定されており、本係数に基づく納付金算定結果に影響する可能性がある（高額医療費負担金の基準引上げおよび保険者支援制度の拡充）。

【川西市の状況】

◎一人当たり納付金の変動状況

令和6年度よりも2.6%増

※県全体の伸び率（1.5%）よりも上がり幅が大きい。これは、個別公費・個別経費の相互扶助により医療分の伸び率が県全体よりも大きくなっていることが主な要因と考えられる。

◎標準保険料率の変動状況

〔令和6年度と7年度の比較〕

区分	標準保険料率		差引 (①-②)	
	R7年度①	R6年度②		
医療分	所得割合	7.44%	7.29%	0.15pt
	均等割額（1人当たり）	32,111円	31,020円	1,091円
	平等割額（1世帯当たり）	20,757円	20,331円	426円
後期支援金分	所得割合	3.04%	3.01%	0.03pt
	均等割額（1人当たり）	12,952円	12,506円	446円
	平等割額（1世帯当たり）	8,372円	8,197円	175円
介護分	所得割合	2.59%	2.71%	-0.12pt
	均等割額（1人当たり）	13,359円	13,972円	-613円
	平等割額（1世帯当たり）	6,616円	6,999円	-383円

令和7年度の川西市の標準保険料率は、介護分を除く項目で令和6年度よりも増となった。

【兵庫県全体の状況】	R7年度（仮係数）	R6年度	伸び率	(参考) 伸び率 (R5→R6)
一人当たり納付金	158,630円	156,340円	1.5%	3.9%
うち医療給付費分	109,633円	108,058円	1.5%	3.2%
後期高齢者支援金分	36,569円	35,520円	3.0%	5.8%
介護納付金分	36,892円	38,619円	-4.4%	0.8%
一人当たり保険給付費	390,216円	383,955円	1.6%	3.6%
被保険者数	921,522人	959,213人	-3.9%	-5.3%
保険給付費総額	3,596億円	3,682億円	-2.3%	-1.9%

※一人当たり納付金について、介護分は医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額は一致しない。

※一人当たり納付金について、介護分は医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額は一致しない。

〔現行税率との比較〕

区分	標準保険料率		差引 (①-②)	
	R7年度①	現行税率②		
医療分	所得割合	7.44%	7.07%	0.37pt
	均等割額（1人当たり）	32,111円	29,000円	3,111円
	平等割額（1世帯当たり）	20,757円	20,800円	-43円
後期支援金分	所得割合	3.04%	2.76%	0.28pt
	均等割額（1人当たり）	12,952円	10,200円	2,752円
	平等割額（1世帯当たり）	8,372円	8,000円	372円
介護分	所得割合	2.59%	2.69%	-0.10pt
	均等割額（1人当たり）	13,359円	11,600円	1,759円
	平等割額（1世帯当たり）	6,616円	6,000円	616円

令和7年度の川西市の標準保険料率と現行税率を比較すると、医療分の平等割と介護分の所得割合を除く項目で標準保険料率の方が高くなっている。

2. 財政収支などの状況

【被保険者数と一人当たり納付金額の実績と今後の見込】

被保険者数	R2	R3	R4	R5	R6見込	R7見込	R8見込
被保険者数(4月～3月平均)(人)	30,430	29,796	28,325	26,860	25,470	24,328	23,637
前年度比	-3.3%	-2.1%	-4.9%	-5.2%	-5.2%	-4.5%	-2.8%

一人当たり納付金額	R2	R3	R4	R5	R6	R7仮係数	R8見込
一人当たり納付金額(円)	148,967	149,411	146,834	149,052	154,875	158,876	165,142
前年度比	3.3%	0.3%	-1.8%	1.5%	3.9%	2.6%	3.9%

【財政収支推計及び基金残高見込】

科目	(千円)				推計要件など
	R5実績	R6	R7	R8	
国民健康保険税	2,770,842	2,674,959	2,494,710	2,419,866	被保険者数などの見込数値から試算。
使用料及び手数料	1,256	1,225	668	460	督促手数料など。R7.4からの督促手数料徴収廃止と滞納繰越分収納額の減少分を反映。
国庫支出金	672	10,558	0	0	マイナ保険証に係るシステム改修費など（その都度補助対象項目が示される）。
歳入	463,434	433,601	423,988	397,770	R7保険者努力支援、県繰入金などは県が提示した額。特定健診負担金は受診者見込数より推計。
財産収入	10	665	1,319	1,316	国民健康保険事業基金積立金利子。R7、8は利率0.125%で見込。
繰入金	1,184,641	1,153,945	1,128,849	1,088,088	保険基金安定繰入金など。国保税と同様に被保険者数などの見込数値から試算。
繰越金	165,228	92,877	1	1	決算時点において翌年度精算額の発生が見込まれる際に計上。推計時点では見込まない。
諸収入	63,118	55,288	81,964	75,037	延滞金、雑入（第三者納付金、返納金）など。R8はR7見込額に被保険者数の減少率を乗じた。
歳入合計(A)	4,649,201	4,423,118	4,131,499	3,982,538	
歳出	273,311	304,391	305,375	305,375	国保事業運営のための事務費。財源は一般会計からの繰入金。
国民健康保険事業費納付金	4,000,246	3,950,397	3,878,008	3,916,409	R7は県が仮係数時点で示した額。R8はR6の県全体一人当たり納付金額伸び率を参照し推計。
保健事業費	135,846	139,604	150,539	146,263	R7は被保険者数から見込んだ特定健診対象者数などから費用を算出。R8は被保険者数の減少率を乗じた。
基金積立金	105,448	43,968	1,319	1,316	R7、8は国民健康保険事業基金積立金利子分を計上。
諸支出金	87,333	78,559	55,496	53,920	保険税還付金や保険給付費等交付金償還金。R8は被保険者数の減少率を乗じた。
予備費	0	0	3,000	3,000	予算時点では予備費を見込む。
歳出合計(B)	4,602,184	4,516,919	4,393,737	4,426,282	
歳入歳出差引(A)-(B)	47,017	-93,801	-262,238	-443,744	
基金残高	1,102,477	1,052,644	791,725	349,297	

〔昨年度時点の見込みとの比較〕

昨年度時点の見込	R5	R6	R7	R8
歳入歳出差引額	-9,193	-229,005	-284,875	-395,258
基金残高	1,093,393	864,388	579,513	184,255

今年度見込み直し	R5実績	R6	R7	R8
歳入歳出差引額	47,017	-93,801	-262,238	-443,744
基金残高	1,102,477	1,052,644	791,725	349,297

※令和8年度から医療保険者が納付を義務付けられる子ども・子育て支援納付金分については、新たに税率を設定し賦課・徴収することとなるため、上記の財政収支推計には含んでいない。

3. 国における課税限度額の引上げ

課税限度額は地方税法施行令で定められており、市はその額を限度に条例で定めることになっている。現在国では段階的に課税限度額の引き上げを行っており、令和7年度の税制改正においても医療給付費分で1万円、後期高齢者支援金分で2万円、合計3万円の引き上げが予定されている。一方、本市では令和8年度まで一旦課税限度額を据え置くこととしていることから、国の課税限度額との差が7万円に広がる見込み。

区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	合計
R4（市現行）	65万円	20万円	17万円	102万円
R5	65万円	22万円	17万円	104万円
R6	65万円	24万円	17万円	106万円
R7（予定）	66万円	26万円	17万円	109万円